

公安委員会定例会議の概要

開催月日：令和4年7月22日（金）

出席者

○公安委員会

岩本委員長、板井委員、石田委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、警備部長、情報通信部長、
首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、生活安全部総括参事官、
交通部総括参事官、総務課長、公安委員会補佐室長

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協議事項

○ 警察署協議会委員の委嘱について

警察本部から、警察法53条の2第3項に基づき、令和3年度、警察署協議会委員に委嘱された115人のうち、任期途中で辞職する1人の後任として警察署から推薦された候補者を新たに委嘱することについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり、委員を委嘱することが決定した。

○ 深夜酒類提供飲食店営業の営業停止処分にかかる聴聞結果及び処分執行について

警察本部から、「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」第34条第2項に基づき、深夜酒類提供飲食店営業の営業停止処分に関し、事案の概要、聴聞結果、処分内容についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり、全部停止処分を決定した。

報告事項

○ 警察職員の職務執行に対する苦情の受理・処分結果について（令和4年6月中）

警察本部から、6月中に受理した警察職員の職務執行に対する苦情の概要及び6月末現在の処理状況について、報告がなされた。

○ 行政不服審査法に基づく審査請求の受理について

警察本部から、ストーカー行為等の規制等に関する法律第5条第3項の規

定に基づく禁止命令を受けた者から、行政不服審査法第19条第1項の規定により、審査請求書が提出され、専決によりこれを受理したことについて、報告がなされた。

○ **令和4年上半期の犯罪情勢について**

警察本部から、本年6月末現在の県下における刑法犯認知件数は、1,328件で昨年同期よりも129件減少しており犯罪率は全国第5位であること、罪種別・手口別の認知状況について、刑法犯の約65%が窃盗犯であること及び今後の取組として、地域の犯罪実態に即した効果的な犯罪抑止対策を推進することなどについて、報告がなされた。

○ **令和4年上半期の特殊詐欺被害及び検挙状況について**

警察本部から、本年上半期の県下における特殊詐欺の被害件数は68件で前年同期よりも2件減少しているが、被害総額は約1億783万円で前年同期よりも約7,499万円増加していること、被害状況は65歳以上の高齢者が6割を超えるほか、若い世代での被害も認知していること、「電子マネー」による被害が約6割であること、「架空料金請求」と「還付金」で全体の9割を超えること、及び今後の取組として、特殊詐欺被害防止啓発ソングや動画等を活用した広報活動の推進を図ることなどについて、報告がなされた。

併せて、本年上半期の特殊詐欺被疑者の検挙状況及び特殊詐欺本犯の主な検挙事例について、報告がなされた。

○ **警察職員の援助要求に基づく派遣について**

警察本部から、警察法第60条第1項の規定に基づく福井県公安委員会からの警察職員の援助要求に対し、専決により派遣することについて、報告がなされた。